

【公表】

中能登町公共施設等LED化事業 実施方針等に関する質問、回答

| 番号 | 該当項目                                                                                | 事業者側 意見事項                                                                                                                                                               | 回答案                                                                                                                                                                                                   |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 【実施方針】<br>1. 特定事業の選定に関する事項<br>1) 事業内容に関する事項<br>(5) 事業方式                             | 本事業は何故、ローカルPFI事業としたのでしょうか。またローカルPFIへの地域事業者参加としてとはどのような基準があるのでしょうか？                                                                                                      | 町内公共施設の包括的なLED化にあたり、地域経済発展や行財政面および長期維持管理の観点から地域事業者や地域金融機関等の民間資金を最大限活用できる手法としてローカルPFIによる実施方針を公表しました。<br>具体的な基準は今後定めますが、参加に際し地域事業者の参加や地域貢献等最大限活用された提案を求めています。                                           |
| 2  | 【実施方針】<br>1. 特定事業の選定に関する事項<br>1) 事業内容に関する事項<br>(6) 業務範囲 ⑤維持管理業務 オa 事業者が費用を負担する場合    | LED化事業において一般的な財物総合保険には「盗難」補償はありません。一般的なLED化事業での財物補償条項は「火災・落雷・破裂・爆発・風災・雹災・雪災・水災」となっていますので削除をお願いします。                                                                      | ご指摘内容について現在の補償条件に沿った内容で検討します。                                                                                                                                                                         |
| 3  | 【実施方針】<br>3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 1) 予想されるリスクと責任分担 (2) 予想されるリスクの分類とその分担 | 現地調査後の実施設計および更新工事後の引渡時に、町が示した計画当初より大きな齟齬が発生した場合には契約変更等の対応は可能でしょうか？ 一般的には事業契約締結後に資材の高騰があった場合や、基準金利上昇が発生した場合等には変更協議確定時に変更契約されるが、同様の内容と捉えて良いのでしょうか？                        | 町が提示した計画より実施設計および施工等実績が乖離した場合、並びに基準金利上昇への対応には、契約書に記載するリスク分担表に基づいて金融機関を含めた三者間で協議し、必要に応じ変更契約を締結します。                                                                                                     |
| 4  | 【実施方針】<br>2. 事業者の募集及び選定に関する事項 7) 提案審査及び選定に関する事項 (2) 審査方法                            | 今回のローカルPFIによるLED化事業の中に選定基準として、整備期間および維持管理期間ともに工事費に対するウェイトが大きい事業ですが、昨今問題になっている低価格入札（ダンピング）等についてはどう対応予定でしょうか？                                                             | 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることに対してダンピング対策の充実、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずるよう努めるものとします。また、低価格での提案があった場合ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格制度に照らし失格または減点等の措置を講じます。 |
| 5  | 【実施方針全体】                                                                            | 今回実施方針にお示しの施設数や対象数量から察するに相当な事業費用が想定されますが、昨今大手照明メーカーより令和8年1月1日より平均15%の値上げ発表がされています。それら社会情勢を踏まえた事業費にて予定価格の設定はされる方針でしょうか？他のメーカーも春以降追随されると思いますので、それら物価変動率も考慮し検討いただけますでしょうか。 | 実態を踏まえ、予定価格の精査を検討いたします。                                                                                                                                                                               |
| 6  | 【対象施設】<br>アスベストについて                                                                 | 今回の対象施設では、2006年以前の建物がありますがアスベストの調査はされていらっしゃるのでしょうか？（既設埋込器具の寸法があわず、天井面を大きく開口して取替えする場合など。）アスベストの調査になると別途費用がかかりますが町の方ではどうお考えでしょうか？                                         | 万が一アスベストの調査が必要と判断された場合は、必要な費用を計上し調査実施を検討いたします。                                                                                                                                                        |
| 7  | 【要求水準書】<br>4. 工事に関する要求水準<br>2) 工事計画 (4) 設置①<br>(6) 安全管理⑥                            | 「監理技術者は現地作業中、現場に常駐すること」や、「現場代理人は作業中は現場に常駐すること」や「現場代理人は作業中は現場に常駐し」とあるが、速やかに対応できる体制と捉えて良いのでしょうか？                                                                          | ご指摘のとおり、速やかに現場へ急行できるような体制の構築を求めています。                                                                                                                                                                  |
| 8  | 【要求水準書】<br>3. 機器関係要求水準<br>1) 基本事項 (1) 交換方法                                          | 現在使用していない箇所で、今後も使用予定のない箇所は交換する必要がありますか？                                                                                                                                 | 原則として更新対象となる箇所はすべて交換対象となります。                                                                                                                                                                          |
| 9  | 【要求水準書】<br>3. 機器関係要求水準<br>1) 基本事項 (1) 交換方法                                          | 電球（灯具）だけがLED化されている場合は器具ごと交換でしょうか？                                                                                                                                       | 原則として電球だけがLED化されている場合は器具ごと交換となります。                                                                                                                                                                    |